

北上市技能職員等の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

北上市技能職員等の勤務時間、休日及び休暇規則（平成3年北上市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休暇の種類)</p> <p>第6条 職員<small>の</small>休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び<small>介護</small>休暇とし、その日数、基準、単位、休暇中の給与等については、勤務時間等条例の適用を受ける職員<small>の</small>例による。</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第6条 職員<small>の</small>休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護</u>休暇及び<u>介護時間</u>とし、その日数、基準、単位、休暇中の給与等については、勤務時間等条例の適用を受ける職員<small>の</small>例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。